

令和7年第1回山北町議会定例会の経過（3月13日）

- 議長 皆様、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- 議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算について議題といたします。
- 本件及び日程第2、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算から日程第11、議案第32号 令和7年度山北町下水道事業会計予算までは予算特別委員会に付託してありましたので、予算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いいたします。
- 議席番号8番、府川輝夫予算特別委員会委員長。
- 8 番 府 川 それでは、報告をする前に総務環境常任委員会の所管、あるいは福祉教育常任委員会の所管の議事を取りまとめていただいた職員の皆さん、そして町側にまずは感謝を申し上げます。
- 令和7年3月7日、10日の午前9時から議場において、委員11名及び議長、町長、副町長、教育長、関係課長等の出席を得て、令和7年3月5日の本会議で当委員会に付託された議案第22号から議案第32号について審査いたしましたので、その審査経過並びに結果を報告いたします。
- 議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算については全員賛成で可決すべきものと決しました。
- 議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。
- 議案第24号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。
- 議案第25号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。
- 議案第26号 令和7年度山北町山北財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。
- 議案第27号 令和7年度山北町共和財産区特別会計予算については、全員

賛成で可決すべきものと決しました。

議案第28号 令和7年度山北町三保財産区特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第30号 令和7年度山北町商品券特別会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第31号 令和7年度山北町水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第32号 令和7年度山北町下水道事業会計予算については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、審査における主な質疑につきましては、お手元に配付されている議事録のとおりでありますので省略させていただきます。

以上で、この報告を終わります。

議長 付託議案に対する予算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第1、議案第22号 令和7年度山北町一般会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。質疑がないので、議案第22号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので議案第22号について採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって議案第22号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第23号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので議案第23号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第23号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第23号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第3、議案第24号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので議案第24号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第24号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第24号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第4、議案第25号 令和7年度山北町町設置型浄化総事業特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので議案第25号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第25号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第25号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第5、議案第26号 令和7年度山北町山北財産区特別会計予算について、質疑がある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので議案第26号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第26号について採決をいたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第26号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第6、議案第27号 令和7年度山北町共和財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので議案第27号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第27号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第27号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第7、議案第28号 令和7年度山北町三保財産区特別会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので議案第28号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第28号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第28号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第8、議案第29号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計

予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので議案第29号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので議案第29号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第29号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第9、議案第30号 令和7年度山北町商品券特別会計予算に
ついて、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので議案第30号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第30号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第30号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第10、議案第31号 令和7年度山北町水道事業会計予算につ
いて、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第31号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第31号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第32号 令和7年度山北町下水道事業会計予算について、質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので議案第32号について討論のある方はどうぞ。

討論がないので採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので議案第32号について採決いたします。
本案に対する予算特別委員会委員長報告は可決すべきものであります。
委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第32号は原案どおり可決されました。
続いて、日程第12、議案第34号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第34号 山北町固定資産評価審査委員会委員の選任について。
次の者を山北町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、岩本公良。

住所、山北町向原3136番地5。

生年月日、昭和33年10月26日。

任期、令和7年4月1日から令和10年3月31日。

提案理由でございますが、山北町固定資産評価審査委員会委員として、岩本公良氏を選任したいので提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案1枚でおめくりいただきますと、経歴が書いてあります。
昭和54年9月に山北町役場に入庁して、平成31年3月に退職されている方で、
税務の知識も明るい方でございます。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第34号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので議案第34号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議

長

挙手全員。よって議案第34号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第13、発議第1号 山北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田

発議第1号 山北町議会議員政治臨時条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町議会議員政治臨時条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月4日提出。

山北町議会議員、和田成功。山北町議会議員、児玉洋一。山北町議会議員、大野徹也。山北町議会議員、富田陽子。山北町議会議員、府川輝夫。山北町議会議員、熊澤友子。

提案理由について、地方自治法の一部改正により、委員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提出するものである。

詳細については、事務局長のほうから説明します。

議

長

議会事務局長。

事 務 局 長

それでは、発議第1号 山北町議会議員政治臨時条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

初めに、本条例を改正する主な理由でございますが、これまでは地方自治体の議員個人がその自治体に対して請負をすることについて、地方自治法で禁止されておりましたが、近年、地方議会は議員の成り手不足という課題に直面していることから、請負の定義を明確にするとともに、議員個人の請負の規制が緩和され、各会計年度において政令で定める一定金額までは、議員個人による町との請負に関する規制の対象から除かれることとなりました。

そこで、山北町議会におきましても、議員の請負状況の透明性を確保するため、本条例に請負に関する条文を整備することとし、併せまして、昨今、近隣の理解の条例において規制されてきているハラスメントに関わる条文も、ここで追記するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、1枚めくってください。

第3条、第4号は地方自治体の議員個人が、その自治体に対して請負をすることを禁じた条文ですが、これを削除するとともに、同条第5号から第8号までをそれぞれ第4号から第7号に繰り上げ、さらにハラスメントを禁ずる条文を同条第8号として加えるものでございます。

第4条につきましては、第5条へ繰り下げるとともに、条文中前条を第3条に改め、ここに請負をすることができる定義として、第4条から第4条の3、第2項までが新たに加えられます。

さらに、第5条と第6条もそれぞれ第6条、第7条へ繰り下げ、第7条を第8条とするとともに、条文中第4条を第5条へ改め、第8条から第11条をそれぞれ第9条から第12条へ繰り下げるものでございます。

それでは、2枚お戻りください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

ただし、第4条の改正規定及び第4条の次に2条を加える改正規定は、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、発議第1号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。質疑がないので、発議第1号について、討論を省略

し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、発議第1号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって発議第1号は原案どおり可決されました。
日程第14、報告第1号 令和7年度山北町土地開発公社事業計画及び予算
についてを議題といたします。
報告願います。
町長。

町 長 報告第1号 令和7年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。
令和7年度山北町土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法
第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。
令和7年3月4日提出。山北町長、湯川裕司。
1ページをお開きください。
令和7年度山北町土地開発公社事業計画及び予算について。
令和7年度山北町土地開発公社事業計画。
1、公社単独事業として、つぶらの事業用地をはじめとする開発中土地の
利活用及び用地の管理に努めます。
2、資産活用事業について、有価証券の効率的な運用に努めます。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 それでは、報告第1号 令和7年度山北町土地開発公社事業計画及び予算
について御説明させていただきます。なお、これから御説明いたします事業
計画及び予算については、先月14日に開催した山北町土地開発公社理事会に
おいて承認されたものでございます。
それでは、1ページをお願いいたします。

令和7年度山北町土地開発公社事業計画でございます。1点目といたしま
して、公社単独事業として、つぶらの事業用地をはじめとする開発中土地の
利活用及び用地の管理に努めます。2点目としまして、資産活用事業として、

有価証券の効率的な運用に努めます。令和7年度はこの2点を重点的に進めてまいります。

次に2ページをお願いいたします。

令和7年度山北町土地開発公社予算でございます。

総則。

第1条、令和7年度山北町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに収入でございますが、第1款事業収益は2,250万4,000円でございます。これについては、第1項、土地造成事業収益240万円。これは、平山地区工業団地の株式会社ファミリーマートからの土地賃料でございます。

第2項、附帯等事業収益1,973万3,000円。これは、平山地区工業団地の株式会社レオテックからの土地賃料と高松山事業用地、つぶらの事業用地の線下補償料などでございます。

第3項、補助金等収益37万1,000円。これは、公有用地に係る町からの利子補給金でございます。

第2款、事業外収益104万6,000円。これは第1項、普通預金等の受取利息1,000円。第2項、有価証券利息104万5,000円。これは政府保証債の利息でございます。収入合計は2,355万円でございます。

次に支出でございますが、第1款第1項販売費及び一般管理費305万3,000円。これの内訳の主なものといたしましては、委託料として、決算書作成助言業務委託等使用料及び賃借料として、車両のリース代、公租公課として、固定資産税などでございます。

第2款事業外費用第1項支払利息37万2,000円。これは、公有用地3か所の借入金利息の支出でございます。

第3款第1項予備費は、2,012万5,000円でございます。

支出合計としましては2,355万円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございますが、第1款の資本的収入1億786万6,000円。これは、第1項の借入金8,801万6,000円で、これは、公有用地の借入金でございます。

第2項の事業未収金1,985万円。これは、公有用地に係る町からの未収金返済額でございます。収入合計については1億786万6,000円でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出1億786万6,000円。これについては、第1項土地造成事業費186万円。これは高松山事業用地、つぶらの事業用地等の管理に係る経費でございます。

第2項の借入金償還金1億600万6,000円。これは、公有用地の償還金でございます。支出の合計は1億786万6,000円でございます。

そして、借入金。

第4条、借入金の限度額は8,801万7,000円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和6年度山北町土地開発公社、予定損益計算書でございます。

Iの事業収益については、土地造成事業収益から補助金等収益までの合計といたしまして2,327万8,992円でございます。

事業総利益については、同額でございます。

次に、IIの販売費及び一般管理費については286万6,518円で、事業利益については2,041万2,474円でございます。

次に、IIIの事業外収益については、受取利息と国債の有価証券利息の合計としまして、106万5,607円でございます。

次に、IVの事業外費用については、支払利息といたしまして39万3,534円で、経常利益といたしましては2,108万4,547円でございます。

そして、当期純利益についても同額でございます。

次に、5ページをお願いします。

令和6年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、Iの流動資産としまして、現金及び預金から未収収益までの合計として4億2,913万8,500円でございます。

次に、IIの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金までの合計としまして2億2,091万6,514円で、資産合計

としましては6億5万5,014円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債については、短期借入金と前受収益の合計としまして、1億620万5,221円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は1億740万5,221円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億2,056万5,246円で、当期純利益は2,108万4,547円でございます。

準備金の合計といたしましては5億6,177万8,487円となり、資本合計としては、先ほどの資本金100万円を加えて、5億4,264万9,793円となり、負債資本合計としましては6億5万5,014円でございます。

次に、6ページをお願いします。

令和7年度山北町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及び預金から未収収益までの合計といたしまして4億5,054万3,494円でございます。

次に、Ⅱの固定資産については、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金までの合計としまして2億165万1,214円で、資産合計としましては6億5,219万4,708円でございます。

次に、負債の部につきましては、Ⅰの流動負債について、短期借入金と前受収益の合計としまして8,821万6,221円でございます。

次に、Ⅱの固定負債については、預かり保証金として120万円で、負債合計は8,941万6,221円でございます。

次に、資本の部につきましては、Ⅰの資本金、基本財産として100万円でございます。

Ⅱの準備金については、前期繰越準備金5億4,164万9,793円で、当期純利益は2,012万8,694円でございます。

準備金の合計としましては5億6,177万8,487円となり、資本合計として、先ほどの資本金100万円を加えまして、5億6,277万8,487円となり、負債資本

合計といたしましては6億5,219万4,708円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 報告が終わりましたので、報告第1号について報告ではありますが、質疑のある方はどうぞ。

富田陽子議員。

7 番 富 田 7番、富田です。

土地開発事業計画にあります、このつぶらの事業用地の現在の進捗状況について伺います。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 今のところ、特に事業者のほうから進捗の報告はありませんので、今のところ、動いてないというのが状況でございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今後の町の活用は、どのように考えていかれるのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 事業者のほうから、ある程度の時期を設けて、猶予がほしいという申出がありますので、新しい案件が出たときには、相談をしてほしいという、今、ことになってございますので、今、事業者の出方待ちという状況でございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 資産活用事業として、有価証券の効率的な運用に努めますという一文でございますけども、まず、これを、有価証券というのは、先ほど御説明がありました政府保証債ということでよろしいでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 そのとおりでございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 そうしますと、ここのところずっと、この政府保証債という形で運用なされているということですから、新たに運用先を変えるとか、そういうふうなお考えはございませんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 今のところ、新しいところというのは考えておりません。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 もう一点ですが、7年度の流動資産、これは予定貸借対照表の流動資産、最後の6ページでございますけども、現金及び預金が1億9,700万というふうな数字が挙がっておりますけども、この中から政府保証債というふうな部分になろうとかと思いますけど、この辺は運用利回りを稼ぐというお考えはございませんか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 今の公社の所有地の方で、特に高松地区の方でいろいろ土砂の流出等が発生する事案が発生しておりますので、それに急遽対応するために、今のところ、現金で持っているという状況でございます。

議 長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

 それでは、質疑が終わりましたので、報告第1号については、これで終了といたします。

 日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

 お諮りします。

 この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

 （「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

 なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

 日程第16、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

 議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

 お諮りします。

 委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

 （「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常

任副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和7年第1回山北町議会定例会を閉会といたします。

なお、9時55分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。(午前9時39分)